

千葉市都市局建築部委託方式選定等委員会要綱

(設置)

第1条 千葉市都市局建築部が執行する工事にかかる設計等を目的とする業務委託に関し契約方法等の審議をするため、建築部に千葉市都市局建築部委託方式選定等委員会（以下「委託方式選定等委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委託方式選定等委員会は、設計、調査、監理及び計画策定を目的とする業務委託方式の選定等に関し次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 一般競争入札における参加者の資格要件にかかる推薦
- (2) 指名競争入札における参加者の資格要件にかかる推薦
- (3) 指名競争入札における参加者の指名にかかる推薦
- (4) 随意契約の相手方又は相手方の選定方法にかかる推薦
- (5) その他必要と認められる事項

(適用除外)

第3条 次の各号に掲げる業務委託については、本要綱を適用しない。

- (1) 財政局資産経営部契約課が所管するもの
- (2) 都市局が予算執行する業務委託に関し、千葉市都市局調査委託等業者選定審査会の審査対象に該当するもの
- (3) 業務委託の1件の予定価格が500万円未満のもの

(組織)

第4条 委託方式選定等委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、建築部長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 建築管理課長
- (2) 住宅整備課長
- (3) 営繕課長
- (4) 建築設備課長
- (5) その他委員長が必要と認めた者

4 委員長は、委託方式選定等委員会を代表し、会務を総理する。

5 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委託方式選定等委員会は、必要に応じて委員長が召集し、議長を務める。

2 委託方式選定等委員会は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 委託方式選定等委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委託方式選定等委員会の庶務は、建築部建築管理課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成16年 4月 1日から施行する。

2 千葉市都市局建築部設計等委託業者選定等委員会設置要綱(平成6年8月11日施行)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成22年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年 7月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年12月 1日から施行する。